ANAスーパーフライヤーズ会則

第１条（名称）
本会は「ANA SUPER FLYERS」と称します。

第２条（入会資格）
ANAを格別にご利用いただいている皆様のなかで、ANAが入会を認めた方に限り、本会への入会資格を有するものとします。

第３条（会員）
第2条の入会資格に該当する方が、本会則を承認の上、入会を申し込むことにより会員となります。

第４条（会員証の発行と使用）
本会は、会員に対して会員証として「ANA SUPER FLYERS CARD」を発行します。この会員証は、JCBカード会員規約及びANA JCBカード会員特約（以下、ANAカード会員規則と称す。）が適用されます。会員証は、カード表面に記載された本人以外は使用できません。

第５条（会員資格の有効期限）
会員資格の有効期限は、第8条に該当する場合を除き、ANAカードの有効期限に準じます。　　また、会員資格の継続は、第6条によりANAが認めた場合のみ行うこととし、会員証を更新し発行します。

第６条（会員資格の継続）
継続の基準については、別途ANAが定めるものとし、会員は予めこれを承認するものとします。

第７条（会費）
会員は、ANAに対し、年間所定の年会費を届出の預金口座から自動引落しの方法により、お支払いいただきます。なお、一旦お支払いいただいた会費は、返却いたしません。

第８条（会員資格の失効）
会員は、第5条に定めるほか、以下の各項の一つに該当する場合、会員資格を失い、第4条により発行された会員証をご返却いただきます。
1. 会員が退会を申し出た場合
2. 会員の住所・電話番号等の変更届けがなく、ANAからの連絡が不可能となった場合
3. 会員が本会の会則及びANAカード会員規則に違反した場合
4. 会員が本会の名誉を毀損したり、秩序を乱す行為があった場合
5. 上記以外の理由においても、ANAは、会員に対する14日間の文書による予告期間をもって、会員資格を停止することができます。

第９条（会則の改訂）
本会則の改訂については、ANAがこれを決定します。

第１０条（会の改廃）
本会の改廃については、ANAがこれを決定し、その3ヵ月以前に会員に通知します。

（TK061801・20070309）

ANA JCBカード会員特約（個人用）

第１条（名称）
本カードは、全日本空輸株式会社（以下、「当社」という。）と株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という。）が提携して発行するものでANA JCBカード（以下、「本カード」という。）と称します。

第２条（会員）
本特約、別途JCBの定めるJCB会員規約および別途当社が定めるANAマイレージクラブ規約を承認のうえ入会を申し込み、当社およびJCB（以下、「両社」という。）が認めた個人を会員（以下、「会員」という。）とし、JCBが本カードを貸与します。

第３条（年会費）
会員は、当社に対して当社が通知または公表する年会費をJCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第４条（提供サービスと利用）
1. 当社（本条においては当社が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がJCBの定めるJCB会員規約またはサービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両社が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
3. 当社が必要と認めた場合には、当社はサービスおよびその内容を変更することがあります。
4. 会員は、当社（当社のグループ・関係会社を含む。）が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

第５条（ANAマイレージ移行）
1. 会員は、JCBが実施するJ-POINTプログラムのJ-POINT（以下、「J-POINT」という。）を当社が実施するANAマイレージクラブのマイルへ移行すること（以下、「マイレージ移行」という。）ができます。
2. マイレージ移行のレートは、次の各号のいずれかとし、両社所定の方法で会員が指定するものとします。ただし、学生用カード、ANA JCB CARD FIRST、ゴールドカード、ANA JCB CARD Preciousおよびプレミアムカードが指定できるマイレージ移行のレートは、本項(1)のレートのみとします。なお、本項(1)または(2)のレートでの移行は、本カードで獲得したJ-POINTに限り、他のJCBカードで獲得したJ-POINTと合算しての移行はできません。
   (1)1J-POINT=2マイル
   (2)1J-POINT=1マイル
3. 会員は、毎年4月1日～翌年3月31日の期間において第2項(1)のレートにてマイレージ移行を行った場合、マイレージ移行回数にかかわらず、初回のマイレージ移行を行った翌々月の約定支払日に、JCBに対してJCBが公表する移行手数料を支払うものとします。なお、当社またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの移行手数料はお返ししません。また、第2項(2)のレートでのマイレージ移行ならびに学生用カード、ANA JCB CARD FIRST、ゴールドカード、ANA JCB CARD Preciousおよびプレミアムカードは移行手数料を免除するものとします。
4. マイレージ移行の方法は次の各号のいずれかとし、両社所定の方法で会員が指定するものとします。ただし、ANA JCB CARD FIRSTが指定できるマイレージ移行の方法は、本項(1)のコースのみとします。
   (1)マイル自動移行コース：会員が両社所定の手続きにてあらかじめ両社に登録することにより、毎月獲得されたJ-POINTを自動的にマイレージ移行する方法
   (2)マルチポイントコース：マイレージ移行を希望する都度、会員が両社所定の手続きにてマイレージ移行を申し込むことにより、申し込みごとにマイレージ移行する方法

第５条の２（利用ボーナスマイル付与）
1. 当社は、ANA JCB CARD FIRSTおよびANA JCB CARD Preciousについて、毎年12月16日から翌年12月15日の期間（以下、「集計期間」という。）のショッピング利用代金の合計額が当社およびJCB所定の金額以上の場合、集計期限月の翌々月末に以下各号のマイル数をボーナスマイルとして、本会員のマイル口座に付与するものとします。なお、(1)の当社所定のマイル数または(2)の当社所定の率

については、変更する場合があります。その場合、当社は1年前に本会員に通知するものとします。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合は、この限りではありません。
(1)ANA JCB CARD FIRST：当社所定のマイル数
(2)ANA JCB CARD Precious：集計期間のショッピング利用代金額の合計額に当社所定の率を乗じたマイル数（小数点以下は切り捨て）

2. 金融サービス等における利用代金、手数料（ショッピングリボ払い手数料･分割払い手数料･スキップ払い手数料など）、費用（年会費など）および一部のショッピング利用代金（ANA Pay･Edy･モバイルSuica･SMART ICOCAの各チャージ利用代金、募金の利用代金など）は、マイル付与の対象外および第1項の利用代金の合計額の集計対象外となります。対象外代金の最新の情報については、JCBカードサイト（https://www.jcb.co.jp/point/pop/not-covered.html）に公表します。
3. 加盟店からJCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する売上伝票および売上データの到達が遅延するなどの理由により、第1項のショッピング利用代金の合計額に含まれない場合があります。この場合、翌集計期間分の利用分として取り扱われる場合があります。
4. ボーナスマイル付与日までに本カードを退会または本カードの会員資格を喪失した場合等は、ボーナスマイルが付与されません。

第５条の３（J-POINT返還時のポイント種別）

JCB所定のJ-POINTプログラム利用規定および付随する特約または規定等（以下併せて、「J-POINTプログラム利用規定等」という。）に基づき、本カードで獲得したJ-POINTと以下の各号のプログラムまたはサービスの特典等との交換等の受付後、J-POINTプログラム利用規定等で認めるJ-POINTの返還がなされる場合、J-POINTプログラム利用規定等の定めにかかわらず、当該ポイント交換等の受付時に減算したポイント種別（通常獲得ポイントまたはボーナスポイント）と同じ種別且つ減算したポイント数と同数のポイントをJCBが本会員に付与する方法で返還されます。
(1)JCB所定のJ-POINT Shopping「JCBカード パートナーポイントプログラム」特約に定める商品購入等の代金の一部または全部の支払いへの利用
(2)デジタルギフト（デジタルコードで提供される商品）

第６条（会員情報の取り扱いおよび開示･訂正･削除）

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下、あわせて「会員等」という。）は、当社が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
(1)当社のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下、「個人情報」という。）を収集、利用すること。
①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申し込み時および第7条において会員が届け出た事項
②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
③本カードの利用内容（第8条において共有する情報）
(2)宣伝物の送付等当社の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する個人情報開示等のお問い合わせ窓口に連絡するものとします。）
(3)当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
2. 会員等は、当社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する個人情報開示等のお問い合わせ窓口に連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
3. 会員等は、第1項(1)の個人情報を、本特約末尾に記載する当社のグループ会社がANAマイレージクラブ会員規約に記載する「個人情報の取扱い」に準じ、利用することに同意するものとします。（共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する個人情報開示等のお問い合わせ窓口に連絡するものとします。）

第７条（届出事項の共有）

会員が、当社またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当社またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該情報について両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第８条（利用内容の共有）

会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することにあらかじめ同意するものとします。

第９条（会員資格の喪失）

会員が当社会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第１０条（一般カードへの変更）

学生カードおよびANA JCB CARD FIRSTは、有効期限到来時に、審査のうえ一般カードに自動的に変更となります。なお、一般カードに変更後は、当社が通知または公表する一般カードの所定の年会費が適用となります。

第１１条（JCB会員規約と本特約の関係）

本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

＜個人情報開示等の請求方法およびお問い合わせ＞

ANAに対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。
https://www.ana.co.jp/wws/privacy/j/ana.html
「第1章　13.開示等の請求方法およびお問い合わせ窓口」をご確認ください。

＜グループ会社＞

第6条第3項のグループ会社は次のとおりとなります。
・ANAあきんど株式会社
・ANA Sales Americas
・ANAホールディングス株式会社
・株式会社エアージャパン
・ANAウィングス株式会社
・ANA X株式会社

（TK061805・20260112）

ANA JCBカード･Edyカード一体型特約

第１条（本特約）

本特約は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）と全日本空輸株式会社（以下「ANA」という。）とが提携して、JCBまたはJCBが指定するカード会社（以下「指定カード会社」といい、JCBおよび指定カード会社を併せて「カード会社」という。）が発行するANA JCBカードに、JCBの提供するEdy機能が付加されたカード（以下「本一体型カード」という。）の取り扱いについて定めるものです。

第２条（本一体型カードの利用の指定）

1. 本一体型カードの会員（以下「会員」という。）は、カード会社の会員規約（以下「会員規約」という。）における加盟店かつ楽天Edyサービス利用約款における加盟店において本一体型カードを利用する場合、本一体型カード提示の際に、ショッピング利用または楽天Edyサー

ビスの利用について指定するものとします。
2. 前項の指定をしなかった場合に会員に生じる不利益、損害等について、カード会社は一切責任を負わないものとします。

第３条（本一体型カードの破棄の猶予）

1. 会員は、会員区分の変更による新しい本一体型カードの発行、本一体型カードの有効期限経過または本一体型カードの退会の場合など、カード会社の会員規約、ANA JCBカード会員特約またはカード会社による指示等に基づいて保有する本一体型カードを破棄すべき場合においても、本一体型カードに未使用のEdyが記録されているときは、当該未使用のEdyを使い切るまでの間、当該本一体型カードを破棄しないことができるものとします。ただし、新たにEdyの発行を申し込み、当該本一体型カードにEdyを記録することはできないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、カード会社が本一体型カードの返還を求めた場合には、会員はただちに本一体型カードをカード会社に返還するものとします。

第４条（本一体型カードに記録されたEdyの非補償）

次のいずれかに該当する場合などカード会社が本一体型カードの返還を受け、または会員が本一体型カードを破棄した場合において、本一体型カードに記録されているEdyに関してはカード会社から一切補償されないことがあります。

(1) 前条第１項にかかわらず、会員が未使用のEdyを記録した状態でカード会社へ本一体型カードを返還または破棄したとき。
(2) 前条第２項に基づき、会員がカード会社へ本一体型カードを返還したとき。
(3) 会員規約またはANA JCBカード会員特約等に基づき、会員が本一体型カードの会員資格を喪失し、カード会社が本一体型カードの返還を受けたとき。
(4) 会員が暗証番号を変更するためにカード会社へ本一体型カードを返還したとき。
(5) 本一体型カードが紛失、盗難等により滅失したとき。

第５条（本特約の適用、改定）

1. 本特約の内容と会員規約およびANA JCBカード会員特約の内容が異なる場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。
2. 本特約の改定は、会員規約（会員規約およびその改定）が適用されるものとします。

（TK061804・20210630）